



宮崎労働局発表  
平成24年5月23日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部監督課  
監督課長 東 裕二  
主任監察監督官 上崎 勝  
(代表電話) 0985(38)8825  
(直通電話) 0985(38)8834

## 平成23年の監督指導実施状況

～ 定期監督等を実施した事業場の約6割で法違反～

宮崎労働局(局長 こばやしやすき 小林泰樹)は、平成23年に管内の4労働基準監督署が実施した定期監督等の実施結果を以下のとおり取りまとめた。

### 平成23年の宮崎労働局における監督指導実施状況

監督事業場数 1,381件 違反事業場数 780件 違反率 56.5%

#### 業種別の違反率(高い順)

保健衛生業(69.9%) 製造業(69.3%) 接客娯楽業(65.7%)

#### 主要な違反内容(違反率の高い順)

##### 労働基準法関係

労働時間(26.2%) 割増賃金(21.3%) 労働条件の明示(15.1%)

##### 労働安全衛生法関係

安全基準(36.0%) 健康診断(17.6%) 安全衛生管理体制(5.6%)

#### 司法処分状況

送検件数 19件(労働基準法関係10件、労働安全衛生法関係9件)

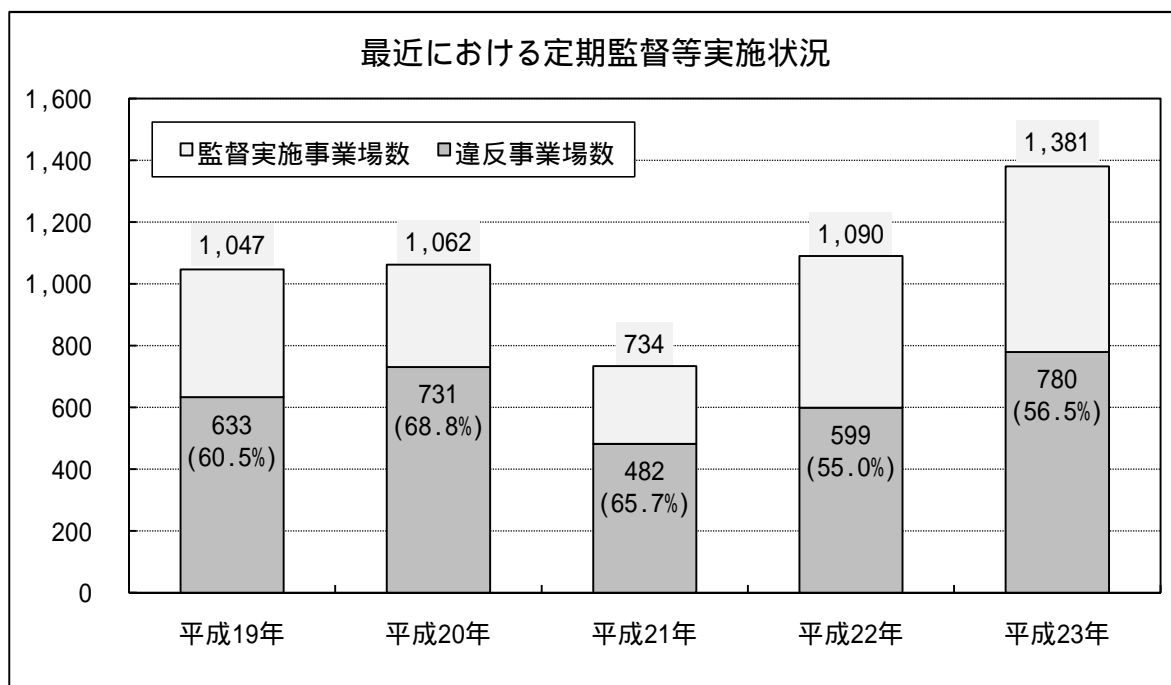
(注)「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」及び「災害調査」で、具体的には、労働基準関係法令(労働基準法、労働安全衛生法など)に基づき、定期的又は労働災害の発生等の各種情報を契機として事業場に立ち入り、関係労働者の労働条件等について調査を行い、法違反が認められた場合には、事業主に対して、それを改善するよう行政指導や行政処分を行うものである。

(注)労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員(特別司法警察職員)として捜査を行い、検察庁に送致する(司法処分)。

## 1 定期監督等の実施状況

### (1) 監督実施事業場、違反事業場の状況（表1）

平成23年における定期監督等の実施件数は1,381件（前年比291件増）であり、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場数は780件（同181件増）、違反率は56.5%（同1.5ポイント増）であった。



監督実施事業場を業種別にみると、

建設業	585件 (42.4%)
商業	220件 (15.9%)
製造業	199件 (14.4%)

の順となっている。

また、違反率が高い業種（年間30件以上の監督を実施した業種に限る。以下同じ。）は、

保健衛生業	69.9%
製造業	69.3%
接客娯楽業	65.7%

の順となっている。

労働災害を未然に防止する見地から、危険性の高い機械・設備等に使用停止命令などの行政処分を行った件数は、33件（前年比7件減）であった。

（注）使用停止等処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業主に対し、機械・設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長等が命じるものである。

(2) 主要な法違反事項の状況(表2)

ア 労働基準法関係

労働時間(労働基準法第32条・第40条)

204件(違反率14.8%)

業種別では、接客娯楽業(同38.8%)、商業(同28.6%)、保健衛生業(同26.2%)の順で違反率が高い状況となっている。

【違反事例】

時間外労働に関する協定を締結・届出していないのに、労働者に法定労働時間を超えて労働させているもの。また、同協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて労働させているもの。

割増賃金(労働基準法第37条)

166件(違反率12.0%)

業種別では、接客娯楽業(同46.3%)、保健衛生業(同30.1%)、その他の事業(同33.3%)の順で違反率が高い状況となっている。

【違反事例】

時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金(通常の賃金の2割5分以上、休日労働は3割5分以上)を支払っていないもの。

労働条件の明示(労働基準法第15条)

118件(違反率8.5%)

業種別では、接客娯楽業(同26.9%)、保健衛生業(同20.4%)、その他の事業(同17.5%)の順で違反率が高い状況となっている。

【違反事例】

労働者を雇い入れる際に、労働契約の期間、所定労働時間、賃金額や支払方法などの法定事項について書面で交付していないもの。

就業規則(労働基準法第89条)

97件(違反率7.0%)

業種別では、保健衛生業(同23.3%)、接客娯楽業(同20.9%)、運輸交通業(同11.6%)の順で違反率が高い状況となっている。

【違反事例】

常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出を行っていないもの。

イ 労働安全衛生法関係

安全基準(労働安全衛生法第20~25条)

281件(違反率20.3%)

業種別では、建設業(同33.8%)、製造業(同30.2%)、農林業(同17.2%)の順で違反率が高い状況となっている。

【違反事例】

高さが2メートル以上の場所で、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、労働者に作業を行わせていたもの。

## 健康診断（労働安全衛生法第 66 条）

137 件（違反率 9.9%）

業種別では、接客娯楽業（同 26.9%）、商業（同 17.7%）、製造業（同 17.1%）の順で違反率が高い状況となっている。

### 【違反事例】

常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を実施していないもの。

## 安全衛生管理体制（労働安全衛生法第 10～12・14・15・17～19 条）

84 件（違反率 6.1%）

業種別では、その他の事業（同 12.3%）、製造業（同 12.1%）、接客娯楽業（同 9.0%）の順で違反率が高い状況となっている。

### 【違反事例】

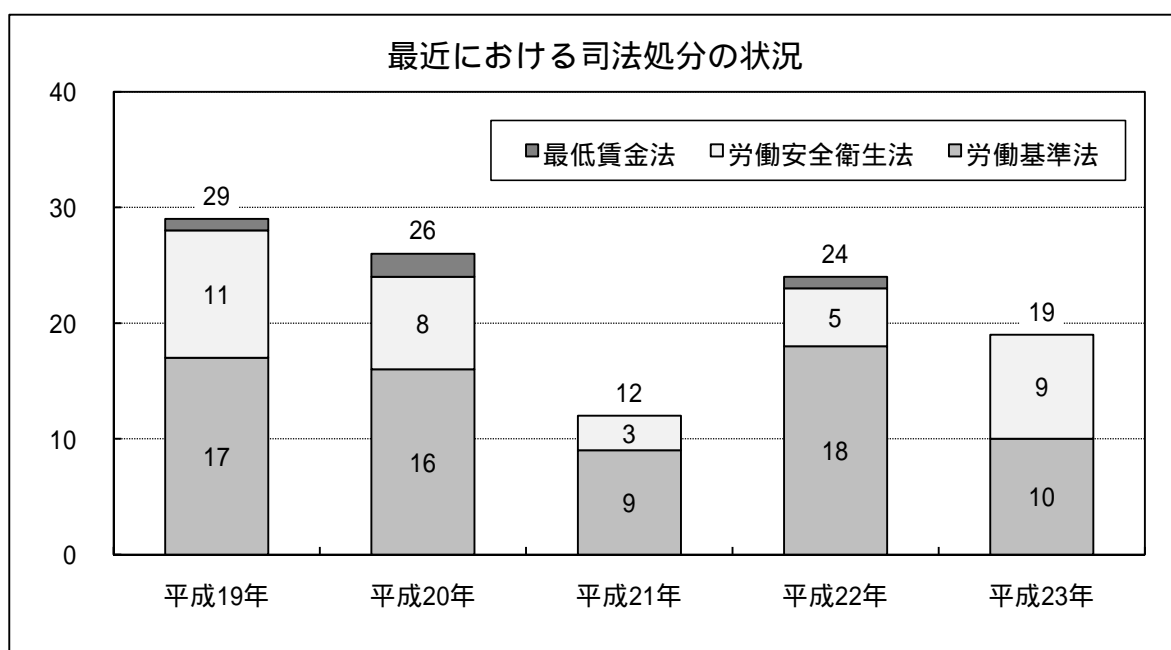
常時 50 人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（衛生管理者など）を選任していないもの。

## 2 司法処分状況

上記の定期監督等の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合等については、送検手続を取るなど厳正に対応しており、平成 23 年には 19 件（前年比 5 件減）の事案を宮崎地方検察庁に送致している。

事案の内訳としては、労働基準法違反被疑事件 10 件（前年比 10 件減）、労働安全衛生法違反被疑事件 9 件（前年同）となっている。

（注）労働基準関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う」旨規定されており、事業主が労働基準関係法令に違反し、これが重大・悪質な場合には、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づく司法警察員（特別司法警察職員）として捜査を行い、検察庁に送致する（司法処分）。



【送検事例 1】管路布設工事現場で溝の側壁が崩壊し、生き埋めとなった労働者が死亡した労働災害に関し、施工業者及び現場責任者を労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

労働安全衛生法では、明り掘削の作業を行う場合、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときには、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止するなどの危険防止措置を講ずることが定められているが、現場責任者はこれらの措置を講じなかったもの。

【送検事例 2】3 か月分の賃金を支払わなかった食料品販売業の経営者を最低賃金法違反の疑いで書類送検

労働者 6 名に対する平成 22 年 7 月から 9 月分までの 3 か月分の賃金を各月の所定支払日に支払わず、宮崎県最低賃金額（当時時間額 642 円）以上の賃金を支払わなかったもの。所轄の労働基準監督署は、経営者に対して、再三、賃金を支払うよう行政指導を行ったが、これに応じなかったため、悪質と判断し、司法処分に付したものである。

### 3 今後の指導方針

宮崎労働局及び労働基準監督署においては、安心、快適に働くことができる環境づくりを目指して、労働条件の確保・改善、労働者の安全と健康の確保などの対策を推進しているところである。

引き続き、法定労働条件の履行確保を図るため、的確な監督指導を実施するとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処することとしている。

表1 定期監督等実施状況の推移

業種	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	定期監督等 実施件数	違反率 (%)	定期監督等 実施件数	違反率 (%)	定期監督等 実施件数	違反率 (%)	定期監督等 実施件数	違反率 (%)	定期監督等 実施件数	違反率 (%)
製造業	251	61.8	208	75.5	122	72.1	133	73.7	199	69.3
鉱業	3	66.7	4	100.0	-	-	-	-	-	-
建設業	445	56.6	331	59.5	243	50.6	487	42.7	585	48.9
運輸交通業	24	79.2	36	83.3	33	90.9	31	58.1	43	62.8
陸上貨物取扱業	3	66.7	5	60.0	2	100.0	-	-	1	-
農林業	14	42.9	31	38.7	33	57.6	50	30.0	58	37.9
畜産・水産業	4	75.0	5	80.0	9	77.8	8	87.5	7	85.7
商業	115	62.6	249	72.3	111	69.4	162	68.5	220	58.6
金融広告業	9	66.7	10	60.0	5	60.0	11	63.6	12	25.0
映画・演劇業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通信業	-	-	2	-	2	100.0	6	33.3	4	50.0
教育研究業	7	85.7	8	75.0	3	66.7	4	100.0	12	58.3
保健衛生業	47	59.6	72	80.6	46	76.1	84	57.1	103	69.9
接客娯楽業	56	64.3	44	79.5	31	93.5	51	86.3	67	65.7
清掃・と畜業	13	69.2	10	80.0	44	77.3	16	68.8	13	61.5
官公署	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の事業	56	66.1	47	66.0	50	66.0	47	55.3	57	63.2
合計	1,047	60.5	1,062	68.8	734	65.9	1,090	55.0	1,381	56.5

表2 平成23年の定期監督等における業種別主要法違反の状況

業種	定期監督等 実施案件数	労働基準法												最低賃金法		労働安全衛生法							
		第15条		第32条		第35条		第37条		第89条		第108条		第4条		第10～19条		第20～25条		第45条		第66条	
		労働条件の明示		労働時間		休日		割増賃金		就業規則		賃金台帳		最低賃金の効力		安全衛生管理体制		安全基準		定期自主検査		健康診断	
		違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率	違反率
製造業	199	13	6.5%	48	24.1%	1	0.5%	27	13.6%	16	8.0%	6	3.0%	2	1.0%	24	12.1%	60	30.2%	26	13.1%	34	17.1%
鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	585	4	0.7%	10	1.7%	-	-	5	0.9%	2	0.3%	3	0.5%	-	-	25	4.3%	198	33.8%	6	1.0%	3	0.5%
運輸交通業	43	7	16.3%	10	23.3%	-	-	7	16.3%	5	11.6%	6	14.0%	-	-	3	7.0%	1	2.3%	3	7.0%	7	16.3%
陸上貨物取扱業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農林業	58	1	1.7%	1	1.7%	-	-	1	1.7%	2	3.4%	1	1.7%	-	-	5	8.6%	10	17.2%	2	3.4%	7	12.1%
畜産・水産業	7	-	-	-	-	-	-	-	-	1	14.3%	1	14.3%	-	-	1	14.3%	4	57.1%	-	-	3	42.9%
商業	220	38	17.3%	63	28.6%	7	3.2%	38	17.3%	23	10.5%	18	8.2%	6	2.7%	3	1.4%	6	2.7%	2	0.9%	39	17.7%
金融広告業	12	1	8.3%	-	-	-	-	1	8.3%	2	16.7%	-	-	-	-	3	25.0%	-	-	-	-	-	-
映画・演劇業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通信業	4	1	25.0%	1	25.0%	-	-	2	50.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育研究業	12	3	25.0%	3	25.0%	-	-	3	25.0%	3	25.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健衛生業	103	21	20.4%	27	26.2%	2	1.9%	31	30.1%	24	23.3%	20	19.4%	4	3.9%	5	4.9%	-	-	-	-	17	16.5%
接客娯楽業	67	18	26.9%	26	38.8%	2	3.0%	31	46.3%	14	20.9%	13	19.4%	6	9.0%	6	9.0%	-	-	-	-	18	26.9%
清掃・と畜業	13	1	7.7%	1	7.7%	-	-	1	7.7%	1	7.7%	2	15.4%	-	-	2	15.4%	1	7.7%	1	7.7%	2	15.4%
官公署	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の事業	57	10	17.5%	14	24.6%	2	3.5%	19	33.3%	4	7.0%	12	21.1%	1	1.8%	7	12.3%	1	1.8%	-	-	7	12.3%
合計	1,381	118	8.5%	204	14.8%	14	1.0%	166	12.0%	97	7.0%	82	5.9%	19	1.4%	84	6.1%	281	20.3%	40	2.9%	137	9.9%

1 「違反率」欄について、太字は違反率の高い上位3位までを、背景に色が付いているものは最も違反率が高かったものをそれぞれ表している。

2 上記1の数値は、年間30件以上の監督を実施した業種を基にしている。